

政教時報

號十四第

明治三十三年一月十日發行
明治三十三年一月十一日認可

次 目

社 説

◎先づ自ら監みよ

論 説

◎宗教的品性とは何ぞや 楠 龍 造

社 會

◎省令第三十九號より付て ◎内務省令に

對する當局者の答辯 ◎内務省の訓令 ◎
總務員會 ◎内務兩局長の通牒 ◎質問

雜 錄

◎北游雜記（承前） 文學士本多高陽

信 索

◎憐慢なる私

會 報

曉鳥敏

◎印度饑饉寄附金の報告

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
 五、公認教制度を調査すること。
 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。
 八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
 教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
 九、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
 十、殖民傳道を獎勵する事。
 十一、殖民傳道を獎勵する事。
 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政 教 時 報

維新以來政府が宗教に対する行動を始め、其他所謂政事家の談論官吏の處置等を觀察するに、余輩は甚だ其意を得るに苦しむ事多し、而して其山縣内閣たると伊藤内閣たると、將た又何人の内閣たるとを論せず、外に對しては常に最大軟派として徒に外人の鼻息を窺ひ、外國宣教師の一語にさへビクシし、深く列國に對して恐怖心を抱き、嚴然として帝國の體面を維持する能はず、之に反して、内、國民に對しては却て嚴峻酷薄なる態度を取り、自家の貪慾飽くなき慾張心と其失敗の歴史を顧みず、其干涉監督至らざるなく、甚しきは其行政權を濫用せんとするものさへありしは既往の歴史、明かに之を證明し、立憲治下の政府として余輩が最も遺憾とする所也、

法治主義は今日の時勢に於ては、固より止むを得ざる所、しかも其弊や、徒に法理一點張りの解釋を事とし、机上の草案、深く國民刻下の實狀を考察せず又其實施の如何に弊害あるやを極めずして、直に行政命令を以て之が實行を迫らんとする如きは、蓋し當局者の最も戒慎し、最も注意すべき事に非ずや、余輩は固より徒らに辯を好むものに非ず、余輩の言はんとするは實に止むを得ざるに出づる也、之に對する幾多の質

内務省が先に省令第三十八號を出すや、之に對する幾多の質を實施せざるや、

大日本佛教徒同盟會綱領

○政教時報第三十九號目次

社説 南清の動亂

論說 宗教的品性とは何ぞや（楠龍道）

社會 厦門暴動と東本願寺等

雜錄 北遊雜記（本多文學士）

會報 近角氏の消息等

本誌廣告

一、本誌は毎月二回（一日、十五日）發行とす
 二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
 三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて割増の事
 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	國無遞送料
●廣告料五號活字一行（二十七字詰）一回金拾錢				

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部
明治三十三年九月三十日印 刷
東京市本郷森川町一番地
發行兼編輯人 清水幸太郎

政 教 時 報

疑百出し、各宗の之に對する交渉質問も其要領を得ず、内務省の之に對する答辨通知も模糊として雲影を捕捉するが如く

八月一日を以て發布し五日より施行しつゝある省令は六十有餘日の久しきを経過するも、尙其解釋區々として一定する所あらず、一言にして之を蔽へば不得要領の外なき也思ふに、國家が苟も其法令を布くに當りてや、極めて慎重周密ならざるべからず、然るに政府は寄附金募集中に對し其行為を取締らんが爲に省令を發布し、之に對する解釋すら確定せざるに拘はらず、信徒が些々たる物品を住職に贈與し、或は供物米の如き慣習常例たるものに對しても、警察官は一々之に干渉し、許可を得ざれば之を寺に持ち行くべからずと説諭し、或は熱心なる信徒が、其信仰上より私財を投じ、宗教の爲に公益の爲に一事業を經營せんとするや、其寄附を妨げんとする警察あり、省令は單に募集行為を取締るものなれども事實は之に反して宗教の爲に寄附せんとする意思迄も壓抑妨碍せんとするの傾向あり、而して汝等は宗教を宣布せず、公益事業をなさずと云ふ、間接に其権道を絶つの策を講じ、此の如き束縛の下に益々其自由の行動を束縛するわらんどす、省令にして明かに勸募行為を取締るものとせば、政府は充分明白に各府縣知事に令し、先づ其自己の部下たる警察官を召集し、此の如き心得違なき様充分に訓諭し、而して後何ぞ之を實施せざるや、

省令にして若し明かに寄附金の募集のみを取締る者とせば、

寄附金の文字に物品まで含蓄せりと思へる愚物に對して何

ぞ之を説明せざるや、若し夫れ内務省にして物品に對しても同様の規定を準用せらるゝの意思あらば、追々は餅や團子の贈與に迄も干渉して人の笑を招がるゝも一興なるべし、政府者は常に其机上の空論より、本令は寄附や贈與を禁せんとするものに非ずと辯明せらるゝならんも、巡查の如きは存外譯のわからぬ人物もあることなれば、事實既に此の如き干涉を試みたることは、余輩が屢然其蹟跡を有するを以て、一言此に注意し置くなり、且又余輩の聞く所によれば一地方に於ては極めて厳密に之を厲行し、他の地方に於ては、毫も顧みる所なく人をして轉た怪訝の念に堪へざらしむと云ふ、此の如くんば何の日か果して能く行政命令の統一をなし得べきや、

余輩の又聞く所によれば規定に従ひ之が許可を願出づるも、政府は或は警察に命じて募集人の人物を取調べしめ、或は其願書のアナサガシに日を費し、遷延數日容易に之が許可を與へず、遂に其募集の機會を損し、人をして無用の費用を費さしめ、其許可指令の待ち遠しさを嘆く者往々之ありと傳ふ、此の如くんば人をして益々其許可を願出づるの繁に堪へずして遂に止むなく省令違反者を輩出するに至るべし、當局者は此の如く宗教家を苦しめ其違反者を生ずるを見て手と拍て快哉を呼んだとするか、不親切も此に至らば又極まれりといふべし、

官は願書不明の廉あるを以て長崎にある法人の代表者に出頭を命じたりとせば如何、以て其手數の繁雜なるを推察するに難からざるべし、

嗚呼、政府は此の如く不完全不公平、曖昧模糊、百度之を質す、然れども其省令の實施後當局者は既に右に記するが如き

如何に之を糊塗せんと欲するか、
余輩の初め此省令を見るや恐く當局者は獨乙の法人財産取得制限法（アモールチザチラスダゼツ）などより思ひ付きたるものならんと推想せしが、嚴明なる獨乙の宗教法といへども獨り宗教にのみ對して省令第三十八號の如き取締をなせしことなく且獨乙が時として宗教に對し監督を嚴にしたることあるは一方に於ては又大に宗教に對し與ふるの特權あり、又之を保護扶翼したるの類のみ、嗚呼離騒として此の如き些事に迄る態度を粋はんとするが如きは、是れ尙人に與ふる所あらずして奪ひ、罪なきものをして特に罪を犯さしめ責むべからざるものと責むるの類のみ、嗚呼離騒として此の如き些事に迄干渉せんとする政府の小刀細工は今後益々宗教家をして激昂せしむるの種ならざるはなし、

今や山縣内閣は外交問題の爲に一顛挫を來し遂に總辭職をなすに至りぬ然れども後に来るべき内閣も亦是れ對外軟に至りては恐く同一轍にして、殊に宗教の局に當る者の方針も又異動なるべくを以て、此に省令の不完全を列記し、永く彼等の罪惡を記憶し併せて宗教家の注意を促す、

不親切を働き、右に記するが如き失政をなし、自ら先づ此の如きの誤解をなしたるものあり、人を責めんと欲すれば先づ

自ら正しうすべし、當局者は以上列舉するが如き事實に對し自ら耻づる所なきや否や特に余輩が政府に問はんと欲する所は寄附金募集に關し、獨り宗教に對して此の如き制限を設けたるは豈に不公平極まる處置に非ずや、蓋し寄附募集をする者、或は教育を名とし、或は銅像建設を名とし、或は慈善設立者に於て半ば之を消費し、銅像が瘦せたりとの噂ざあり、何の理由に依るか、某公園に設立せられたる有名なる銅像は設立者に於て半ば之を消費し、銅像が瘦せたりとの噂ざあり、或は教育會の如き美名を以てする者にも往々言ふに忍びざる醜聞を耳にせしことなきに非ず、而して獨り宗教家に對し此の如き繁雜なる手續をなさしむるは抑々向の理由に據るか、讀者希くは、明治政府の對宗教方針が那邊に存するかを此一

事に依て深く念頭に印刻せよ、更に當局者に問はん、此に法人の主たる事務所の位置は長崎にあり、而して其寄附金募集の區域、特に北海道札幌の一地法令を出して却て地方行政の圓滑を欠かんよりは、寧ろ社會道徳の緊要なる問題に關し、宗教家を督勵して大に國家の進歩發達と社會の公益とに着眼する所あれ

宗教的品性とは何ぞや（承前）

論 説

三

論

說

三

保守的佛教者の多くは釋迦世尊の一生涯を超人間に解釋し、神祕の中に深く其眞相を不明たらしめ、之れ佛陀の佛陀たるの不思議の威徳ある所以と揚言し、また其眞相を明白にして取るべきを取て、一般人民の摸範とすべきものと示さざるは、實に重大なる缺點と云ふべし、彼等の常に口にする所をきけば、八相作佛はこれ佛陀たる人の先天の形式にして前佛後佛と同じじと、吾人はこれらの論者と多言するの煩を欲せず、唯だ自ら信する所自ら見る所を告白するを以て足れりとせんのみ、釋迦世尊も東西古今の偉人聖賢と同く、時代の產生たるや疑ふべからず、紀元前六七世紀の頃は、婆羅門族大に暴横を極め、獨り其權勢威福を恣にして自己は何等の守る所あらず、さればそが反動として之に抗せんとする風漸く起

り、吠陀（Veda）の輕重さへ問ふものあるに至れり、數論の迦毘羅（Kapila）は吠陀の外に二元的教義を唱道し、願世學派の

研婆迦(Carvaka)は婆羅門に反對して極端なる快樂主義を主張し、其他種々の學派人物起りて革新を計るもの續々生起せり、闍伊那派の跋陀摩那(Vardhamana)の如きは、實に佛教の先驅をなせるものと云ふべし、斯の如く當代の風潮は、皆な婆羅門の革新を望めり、釋迦世尊は實に時代の要求に應した一大偉人なり、決して蔽より棒が出て来るが如き、突然无意味ものにはあらず、佛教者の所謂機縁純熟して佛陀出世すと云は此の如きを云ふのみさもば釋迦世尊の婆羅門に對する關係は、一の改革者一の改善者と云ふべし、其の無常の教義の如き、其間隔より多少差異の存するものありと雖、從來既に婆羅門に談する所のものたり、其儀式制度に至ては、釋迦世尊は確めて痛快なる態度をとり、放恣なる四姓の階級を打破し、繁雜無意義の祭祀制度を廢却し、大に平等主義人類同胞主義を主張せり、釋迦世尊は腐敗せる印度の宗教と社會に向て、之を刷新し之を改善し、生命と元氣を附與せるものなり、その一生涯の任務はまさにこれにあり、これより進で其幼時より出家世道に至るの經歷を概観するに、彼は幼時に於て文に於て武に於て極めて完全なる教育を受けたり、文學上の師としては跋陀羅尼(Bhadraṇi)の如き毘舍密多羅(Visvamitra)の如きあり、武事の師としては驛提婆(Kshatrapala)の如きあり、而して何れにも能く熟達せるものの如し、武事藝術に關しては、左の一話によるも其精練なることを知るべし、一日親族淨梵王に忠告して曰く、悉多太子は早年既に結婚し、而して深宮

道のため暫く之を避くるの要あるにあたり、之を避けんと欲して避くる能はざるは人情の弱點なり、然るに悉多太子は一個貴公子の身を以て、愛々たる妻子を棄て、富貴權勢を棄て決然城を脱し煩累をとき、无上菩提を求むるに至りしは何たる勇烈ぞ、所謂惰夫も立つべく怯者も踊るべし、釋迦世尊の求道のため夜半城を躊躇するに至りし所以のもの此の如し、而して阿伐韜(Avāra)の深林に達するや、愛馬健陀(Kantaka)及び伴ひ玉へと繩かる車匿(Clama)を故城に歸らしめ、珍妙衣を捨てて袈裟を着し、一個の乞食僧となれり、深林に住せる婆羅門の學者跋伽婆(Bhagava)に遇ひ、道を問ふ、彼は答ふるに禁欲を以て解脱の要因とし生天を以てそが大果報とせり、悉多太子は固より之に満足すると能はざりき、更に轉して數論の學者阿羅遷迦蘭(Ārakarāṇa)跋陀羅羅摩子(Uttaka)Bāmaputraの二人に道を問ひたれども、共に満足すると能はず、此に於て真正の解脱の大道は他人に依て求めからず、自己の力に依て之を得ざるべからざるを悟り、尼連禪河の東岸なる象頭山(Gayācīra)に止り、勤苦六年、出でては食を乞ひ入ては端坐正念、一麻一米、剋己精勵、以て修行工夫せり、然れども徒らに身を苦しましめ心を惱すのみにて、更に其効を見ざりき、一日思らくただに苦行の下に心身を疲勞せしむるは、愚の極なり、須く心身を健全にして道を求むべしと、此處に於て彼は清涼なる尼連禪河に沐浴し、一村女の乳糜を受けて之を食せり、而して尼連禪河を西に渡り、伽耶の畢波羅樹の下に坐し、我若し道を得ずんば再び此坐を起たずとの大決心を以

の快樂に耽りて身體を怯弱ならしむるは、一族に首長たる所以の道にあらずと、此處に於て悉多太子は日をトして、一族の同年輩をわづめ後園に武技を試むるに至れり、其結果弓箭角力等の體技に於て最優者の地位を占め、その武道に於ても決してあなざり易からざるものあるを示せり、釋迦世尊の幼時の教育は當時に在て完備を盡せるものたるや疑なし、此の如き素養準備ありしが故後來社會に解脱の福音を傳ふるにあたり、種々の宗派學派の中は屹立し、其宗教を非難のため動搖さるが如きことなかりき、悉多太子は高等の智力を有き境遇此の如き人にして、然も活氣の盈滿せる青年時代に真摯に宗教的安心を求むるに至れり、嗚呼誰れか宗教は單に感に於て尤も完全にして不足を訴ふるの境遇にあらず、此の如き境遇此の如き人にして、然も活氣の盈滿せる青年時代に眞に云ふか、亦愚夫愚婦のためのみに必要なりと云ふか、亦考究し來り、「自己は何者なりや」「自己は何を爲すべきか」の問題を決定し、意義ある生活を送らんと欲せば、眞正の活動をなさんと欲せば、必ずや宗教を求めるべからざるなり、悉多太子は生老病死のはかなき世相を觀し「眞正に人間は何をかなすべきか」を決定せんがため、出家求道するに至りしなりこれ豈に吾人を教ゆること微少ならんや、大道を求むるもの必すしも父母を棄て家を棄て妻子を棄るを要せずと雖若し求

(Yasa) の一族を教化し、「まかだ」國に赴く途中三迦葉に遇ふて之を改宗せしめ、「まかだ」國に於て大に頻婆沙羅王の歸依を得、竹林精舎に在て盛に説法せり、此時有名なる婆羅門舍利弗 (Sariputra) 目蓮 (Maudgalyayana) の歸依を得たり、此の如く弟子の衆多なるに隨ひ種々の紛糾を生ぜしを以て、此處に始て釋迦世尊戒律を制するに至れり、而して世尊は長く此の摩訶陀に住せり、而して其精神的感化大にあかりしと同時に、國家の物質的繁榮は大に衰頽して市民の反情を惹起せしものゝ如し、吾人は原始佛教に在ては厭世隱遁的なりと是に、蓋ふべからざる事實なるを知る、求道の手段としての厭世隱遁敢て不可とするにあらず、されど人世を以て迷惑なりとして之を厭棄するは、人類國家を滅亡せしむるものにして、大乗の諸法實相論によらば、人類は人類の天性を完全圓滿に發達せしめ、此人類をして佛陀たらしめ、この社會をして淨土たらしめるべからざるなり、之れ吾人のとするべき確說にあらずや、釋迦世尊の眞意は小乘の隱遁にありしか大乘の實相にありしか、こは別に筆を改めて他に論するどきあらん、扱て釋迦世尊摩訶陀にありて説法に怠りなかりしが、一日「カビラ」の父王より使來り、目下大病にして一度見んど欲することを以てせり。此處に於て釋迦世尊は故城に歸り親戚故舊に會するに至れり、而して依然として乞食の法を守りたり、また耶輸陀羅、羅候羅難陀等をして出家せしむ、父王は釋迦世尊に會見したる後三日にして死せり、一族集りて町重に之を火葬せられたる宗教法案は天下の公論が不俱戴天の敵として斬罪に處したるものにして、之に類するの文字は之を見るだも尙汚らはしく余輩の腦中に印刻せられたればなり

然れども本來省令第三十九號の基く所は實に民法第三十四條及施行法第二十八條との關係問題にして本來此法文の不完全なりしより、神社、寺院、祠宇、佛堂を除きて他の宗教團體は皆法人權を得るが如きの奇觀を呈するに至りしなり（昨年宗教法案に對する穂積、都築二氏議論參照）是れ實に余輩に取りては決して默視すべからざる問題にして、完全なる宗教法の制定を見るに先ち、是非共民法或は其施行法の修正を希望し、此不權衡を改めざるべからず、是れ實に至緊至要の事にして省令第三十九號に關聯する民法問題は是非共一定の成案を以て之に對せざるべからず余輩は此法人問題に關し八月四日宗教局長が大谷派本願寺に送りたる書面は不可思議なる通知書と信するを以て本令研究の資料として記して参考の便に供す、思ふに第十五議會に於て宗教法案の出づべきや否やは未だ圖るべからずと雖、少くとも宗教法人に關する民法問題は必ず起るべきを以て讀者は之に對して大に注意する所あらんことを要す（八月四日の宗教局長の通知書は左の如し）

本年五月十五日發布の條例第五號及び二十日發布の告達第十二號による債券の義は其派に於て發行する義と認められ候果して然らば宗派は法人の資格なきものに付起債する事能はざる筋に候間右御承知の上相當の措置相成度此段申進候也

し、世尊は熱心に無常觀を説けり、後また王舍城に歸る、途中阿彌陀院優婆離等を徒弟とせり、其弟子たる人は如何なる階級たると、如何なる職業たるを問はず、四姓出家同一釋子と稱して人爲的階級を打破せるは、世尊の偉大壯烈なる所なり、釋迦世尊は至る所歓迎を受けたり、而して所々方々に巡回して法を説き一日も寧日なかりき、晩年に及んで弟子の中に分裂するあり、其盛大を嫉むの徒あり、多少困難をきはめたる如く見ゆ、遂に八十にして拘尸那城 (Kusinagara) の拔提河の茂林中に、弟子に圍繞せられ、戒の珍敬尊重すべきを遺言し、中夜寂然たるとき靜に涅槃に入れり、何等の清澄光潔ぞや、吾人は極めて器して世尊一生涯の行爲品性を概観すると此の如し、その經歷を一考し來れば我等に教ゆるもの豈に僅少ならんや、何人が其精神の尊重すべきを疑はん、眞正の宗教家の行爲は如何なるものなるか、品性は如何なるものなるか、人物は如何なるものなるかを知らんと欲する人は、乞ふ來て釋迦世尊を見よ、世尊は我等の父母なり師なり善友なり、之に親しみ教を受けて之に學ばざるべからざるなり

社 會

◎ 省令第三十五號に就て 省令第三十九號が其文字

の宗教法案に類するの故を以て、人をして宗教法案の焼き直しになるかの感を抱かしめたるは、假令誤解の點多きにもせよ、當局者と雖又其責を免る能はざるべし、蓋し第十四議會に粉

學士は過日宗教局に出頭し、省令に對する疑義二三を質問せられたるに宇佐美内務書記官の答辨は左の如し

答、省令第三十八號は近來宗教を名として寄附金募集をするに往々不正の行爲をなすものあり依て募集行爲を取締らんが爲に之を發布せり

問、省令に依れば寄附金募集に就きての取締の如く思はるれども、北國邊の、或處には巡査來りて檀信徒の、米穀、野菜等を寺院に贈り或は供物米として集むるも

すに往々不正の行爲をなすものあり依て募集行爲を取締らんが爲に之を發布せり

答、物品に就ては未だ規定せず、されど目下同中のものもあれば、單に寄附金募集のみを取締るか又は物品に付ても同様の規定を準用するかは今尙未定なれば不日一定して指令する所あるべし

問、管甲第四五號の通牒によれば「任意申合せ寄附をなし其間勧募と認むべき行爲なきものは該省令に關係なし」との事あり寺院の檀信徒中には主なる世話方二人あるこどもあれば三人、五人、十人とありて寄附申合せの相談をなし其間に立ちて斡旋の勞を取るものあり、寺院の住職が勧募する時々異り、是等世話方が各申合せをなすも奔走盡力する者は矢張り募集者と認めらるゝや、任意申合せといふも其意義廣くも見られ又狭くも

解釋せられ、寛大に見れば凡て任意申合せとなるべく、嚴酷に取締れば、意外にも多數の省令違反者を出すべし甚漠然たるものに非るか
答、そは事實問題にて、事實勧募の行為と認むべきものあらば省令の規定に従はざるべからず
問、募集許可を願出れば正式の手續を経ば凡て許可せらるや、又は許可すべからざるものに付何か内規の標準ありや
答、内規なし
問、然らば何十萬圓の募集にても金額に制限を加へらるゝことなきや
答、假令ば寺院を建築するに一萬圓あらば充分なるにも拘はらず十萬圓を募集すとせば、其使用方法及募集に付疑なき能はず、此の如く正當と思考する能はざるものは許可せず
問、大谷派に於て債券及教育資金募集の許可を願ひ出でたりと聞く如何になりしや
答、教育資金百八十萬圓募集の事は土屋氏より聞きたるも、其使用方法等甚漠然たるものなれば、本省に於て一見信用するに足るべき様詳密に記載せられんには許可すべき筈なり、故に其旨を話しつけり、又債券に付ては、宗派は寺、檀信徒をも包含するものにて其團範も極めて漠然たるものなり又其檀信徒も常に改宗し或は變動し、決して一定の人員、一定の範圍に限らるゝこと能はず果して然らば此等檀信徒迄も包含する宗派を以て聯帶債務者とも認むること能はず

る書面を差出せと命じたるものにて、法人たるの權は既に民法第三十四條に明かるものにて只其手續として此省令を發布したのみこは大に誤解せるもの多き由なれば何卒誤解なき様悟されし、宗派は法人の資格なきものに付債券發行の無能力者なりとせらるゝも、事實宗派は獨立の財産を有するを以て事實債券を發行し又は負債せば如何に處分せらるゝや
答、其借りた金額は管長のものになるか、又は全體のものになるか其負債もどちらに歸するか、未だそう云ふ例なければ明かならず
問、演説、説教等に寄附を勧むるも差支なきや
答、明かに是の爲に寄附してくれといはゝ勧募の行為なり
問、各宗よりの質問の條項は差支なきや
答、あれは文字の上の様な意味ならば差支はゐと申しませば
問、併し心得違ひがあつては困ると申して置た
答、尚これにて盡きざるも、重ねて質問することし一と先づ退出したりと云ふ

◎ 内務省の訓令　内務省は去九月十五日を以て左の訓令を發しかり

訓第八七七號、

各教宗派の教師僧侶たる者は能く其教規宗制に率由して教義主旨を説明し専心一意布教傳道に從事すべきに拘はらず近來動じるすれば其職分を忘れ、或は公會に或は新聞雑誌に政事を論議し、甚しきは政社に加入して時事に狂奔する

又民法施行法第十九條には「民法施行前より獨立の財產を有する社團又は財團にして民法第三十四條に掲げたる目的を有するは之を法人とする」とあるも此法人の代表者は民法施行後三ヶ月内に主務官廳の認可を請ふことを要するにも拘はらず、其手續をなされたることもなく、宗派は法人なりと論せらるゝも本省は之を認むること能はず、債券發行に付ては無能力者となすも止むを得ざることなり、但し大谷派とせずして本願寺が債券を發行せらるゝ場合は差支なし

問、省令第三十九號は如何

答、此方は熟讀せらるれば直に明瞭となるへし民法第三十四條は「祭祀、宗教、學術、技藝其他公益に關する社團又は財團にして營利を目的とせざるものは主務官廳の許可を得て之を法人と爲すことを得」

とあり而して施行法第二十八條には當分の内、神社、寺院、祠宇、佛堂の外、或は寺を維持する社團又は財團、教會、講社の如きものは民法第三十四條より宗教の二字を取り除かざる以上は許可を得て當然法人たることを得るは明かなる事なり
然るに此等の社團又は財團には極めて曖昧なるものあり危険なるものもあり、其法人たる許可を願出したる時は、内務省は一應之を取調べざるべからず、即参考のため許可申請の時必用なれば設立者に定款又は寄附行為の外省令第三十九號の如く六箇の事項を記載したる

者有之哉に聞く斯の如きは教師僧侶たる者の本分に背き、教宗派の規定を蔑視するのみならず、其身を政社に列する如きに至りては明かに國家の法令に觸るゝものと謂はざるを得ず如此にして尙之を不間に付し教宗派の規律之が爲に弛緩する如きあらば管長に於ても亦其責なしとせず、就ては此際其教宗派内の教師僧侶に對し自今右等心得違なき様充分戒飾を加ふると共に平素教規宗制の規定を嚴守し、其教宗派の規律を保持する様篤く注意すべし
右訓令す

明治二十三年九月十五日　内務大臣　侯爵西郷徳道

◎ 總務員會　本鄉警察署長は本會の役員を招喚し、綱領中、政治に關することあるを以て、綱領を改め、今後政治に關する行動を慎むべし、然らざれば勢、政社と認めざるべからざるを以て、政社の届出をなすべき旨を達したるを以て本會は總務員會を開き、何分の返答をなすべき旨答へ置きたり（別項内務省訓令を參照せば、讀者は這般の意味を解するに難からざるべし）
九月二十七日午後三時より本郷森川町中通二百四十號に新設したる本會事務所に於て、久我會頭始總務員諸氏來會せられ、種々評議の末、綱領第五條を左の通修正せり

五、公認教制度を調査する事

左の如く評決し其旨を届出で、從前の如く宗教團體にして政社に非る旨を辨明し置けり
◎ 内務兩局長の通牒　本年八月一日内務省令第三十八號を以て各宗派に對し債券又は寄附金に關する制限を設けられしが右に付西本願寺は此程内務大臣へ同書を差出し省令

第三十八號の第三條に對し檀徒信徒が任意申合せ淨財を喜捨する分は省令の制限外なりと心得可然哉との同に對し種々審議の上一昨十二日宗教警保兩局長より左の通り各宗派管長に通牒したる由

本年八月内務省令第三十八號發布相成候處寺院の檀徒信徒
教會徒等にも任意申合せ寄附を爲し其間勧募と認むべきも
のは該省令に關係無之筋に候處往々疑義有之哉に相聞候
に付爲心得此段及通牒候也

内務省宗教局長 斯波淳六郎
同 警保局長 安樂 兼道
◎質問 今回の内務省令第三十八號並に第三十九號に付疑義の存する點も有之候は、本會に向て質問を發せられ度、本會は有能なる質問と認め候節は本議上に於て答辨可仕候且つ該省令に對し地方當局官吏者か如何なる程度まで干渉を試みられ候や事實有のまゝ調査の上一々御報告希上候

卷之三

北遊雜記

本多高陽

小樽の方は大抵に切り上りで、札幌に来るごとに、何をか
併し札幌はボンノ一日居た計りであるから、甚だ見聞も狭い
から書くことも少ない、小樽區役所に僕の友人が居るから、
折々訪問しては四方八方の話ををして樂んで居たが、互に相談

(三一) 政 教 時 報

ば、それは道廳移轉よりも、却て分れて二縣三縣に分轄する様になりはすまいか、札幌近邊も益開けて行くのである、殊に二十哩かそこらの近い所に小樽といふ北海第一の海港があるれば全然道廳を旭川に引越す事は先づ無からうと考へる、今の札幌を描くならば、札幌は政治的都たる丈けに、商館や小樽の如き商業地とは全く様子が別である、譬へば札幌は京都の如く、小樽は大阪の如く、東京で言へば、札幌は麹町區邊の如く、小樽は日本橋區邊の様子がある、札幌で注目すべきは農學校であらう、此學校は誰も知て居る通り、其目的は重に北海道の拓殖事業を進めんなどにある、學校の組織主義等

置きしや頓と分らず、詮方なく此邊にすべしとて建設したるは今之札幌なりといふ、是固より一の傳説にして眞偽の程は知るべからざれど、札幌の地は水利なく隨て交通の便は、江別よりも劣れるを見れば強ち無根の傳説とも言はれぬかも知れぬ、して見ると札幌の地は人に譬へたら餘程僥倖といふものであらう、併し先年第七師團本部を上川郡旭川村に定められ、又北海道の離宮も同所に建てらるゝといふより、同所は非常に繁榮に赴き、札幌に差響くことは少なからぬ蘿梅である、道廳り其内の一一部分即鐵道部などは兩三年を出でずして、旭川の方へ移さるゝであらうといふ、遂には道廳全體も移さるゝであらうなぞといふ下馬評もある、氣の早い商人などは已に本店を引移した者もありとの話である、併し僕の考はソー早く道廳移轉といふ様な事は起るまい、ズート北部が開け

は丸で米利加風である、それでゐるから此校の卒業生は道程は、江
廳の官吏となりて居る者も少くない、又自ら何程かの未開墾地の貸下を願て、開拓に從事して居る人も隨分多ければ、又他の大なる開墾地の監督をして居る人もあれば、教育に從事して居る人もある、何に致せ北海道の拓殖事業に貢献する所は少からずといふべきである、又殊に此學校に付て注目すべき事は、基本財產の一條である、始め有望の土地を選んで澤山此學校の所有に附せしめたから追々其土地が開けて来て、今では成墾した立派な田地が殆ど百町歩もあり、猶年々開墾せられつゝある、夫で其内地からの收穫は、年々巨萬の額に上り、當今では同校は殆ど獨立をもする事が出来るといふ模様であると聞いた、誠に結構な譯である、

夫に就て思ふに、數年前に帝國大學獨立論が唱へられた事が
あるが、ドーモ善い考も付かずして其議論も何時の間にか、
立消ぬと成た、國家の義務として維持して行く學校であるから、別段獨立しなくも善いと言へば夫迄なれど、僕は出来るなら獨立させたい、夫にはドーセ急には出來ぬから、今より漸次に其方針に向けるとして 北海道の未だ貸下げを了せない、而も有望なる地を大學に貰ふ事にしたら、好都合で且有る望であらうと思へる、彼天鹽川沿岸の地などに就て聞いて見るに、實際貸下げの公布せられぬ前に大勢は已に定り、大方山師等の喰物となり、無智の移任員等の困難は一方ならぬである、政府の測量手も入らぬ前に、秘密測量者が其處此處で澤山行き遇ふ有様は、恰も泥棒の角付台ひの如く、斥候の衝

して、日曜日の休暇を當て込んで札幌へ出掛けた、同區は流石に曠漠たる原野に人爲で都會を起した丈けに、函館や小樽とは違て、市街の隅から隅まで坂途といふものはなく、市街は基盤割に正しく出來て、町名の命名の方なせも、順序正しく記憶に便利なる事は決して自然に發達した都會には見られない所である併し夫でも自然といふものは妙なもので、如何なる場合にも手傳ふもので、此札幌の街衢の發達上にも、記憶に便利なる事は決して自然に發達した都會には見られない所である併し夫でも自然といふものは妙なもので、如區の南端に東本願寺の別院がある、此地は山鼻村とて郡部に成て居る、元來此別院は初め管刹と稱して早く此區の建設せられたと殆ど同時に設けたもので、其頃の見込では勿論、官吏なせの豫想でも此邊は必ず繁華なる場所になる積で有たどいふ話であるが、其後實際は漸次北方に發達して、南方へは一向發達せず今猶寂しい村落である、其上停車場が北方に出来たから、益北方に發達するのみであらう、夫を思へば西本願寺の別院は後に略發達の大勢も知れてから、設けたのであるから、今日は繁華の町中に在るのは好都合である、見込達に付て面白い話を聞いた、初め北海道に都府を建設して政廳を開かんと計画して、役人が出張し曠漠たる石狩原野を踏査して、江別村の地に到り此地は殆ど石狩原野の中央でもあり、又石狩川の岸にありて水運の便利も宜しければ、之れ屈強の地政廳を設くるには此地に上越す場所はあるまじと見定て、標柱を建てしも歸つた、夫から一冬越して翌年愈建設に着手せんとて、他の官吏が出張して見しに、前年何處に標柱を建てる様であると聞いた、誠に結構な譯である、

夫に就て思ふに、數年前に帝國大學獨立論が唱へられた事が、あるが、ドーモ善い考も付かずして其議論も何時の間にか、立消えし成た、國家の義務として維持して行く學校であるから、別段獨立しなくも善いと言へば夫迄なれど、僕は出来るなら獨立させたい、夫にはドーセ急には出來ぬから、今より漸次に其方針に向けるとして、北海道の未だ貸下げを了せない、而も有望なる地を大學に貰ふ事にしたら、好都合で且有望であらうと思へる、彼天鹽川沿岸の地などに就て聞いて見るに、實際貸下げの公布せられぬ前に大勢は已に定り、大方山師等の喰物となり、無智の移任民等の困難は一方ならぬである、政府の測量手も入らぬ前に、秘密測量者が其處此處で澤山行き遇ふ有様は、恰も泥棒の角付台ひの如く、斥侯の衝

突の如くで面白い位であるといふ實驗談を聞いた、ソンナ弊害の多い事も全く止める事は出来ぬが、大學が何程か貰て農地を所有して今開墾中である、眞宗大學は一つや二つの別荘を賣らすより寧ろ北海道の地所を貰ふべし、是恐く永遠の策であらう、夫よりは猶直接なのは此頃諸宗の大寺では上地を下げるして貰た事は莫大である、是を從前の如く無い物と見て其收益全體を其宗の學校の基本財産に組み入れる事を勧告せやうと思ふ、高野山などは多年の宿願を達して、分離獨立もした事である、是から教育の衰へる様では分離希望で實行した連中の罪は甚だ深い、一番奮發して教育基本金を固定して貰ひ度い、弘法大師は教育には熱心で綜藝種智院を設けて、徒弟の教育に心を盡した人である、其跡を追ふ阿闍梨方にも矢張教育に奮發して貰はふと切望するのである、併しこれはホンの一例で、何宗にも同じ希望である、飛んだ横途に這入たが、次に札幌所觀を述べやう、

信 猶

曉 烏 敏

邪見憍慢の惡衆生とは實にこの私を指されたのである、私

のなんをと云ふて、怒つたり、憾んだり、種々氣をもばくのではあるが、翻つて、自分が、社會に對していかほどのよい事をしたか、自己が果して人から尊敬せられるやうな行ひをして、思想をも持つて居るかと云ふ事を考へて見ると、實際社會が悪いのではないので、この怒つたり、憾んだりした私が悪いのである。まさか社會は實際正面に私を價値通りに買ってくれたのであるまさか。それを安く買はれたと思ふて怒つて居るのは、つまり己れ知らずの馬鹿者、自分の價値を高く買ひ過ぎる自惚者、即ち憍慢の心が離れられぬからではなかろうか。外の御方の事は確にそれと云ふ事は出來ませぬが、この私の事を懺悔しますれば、私は常にこの憍慢心から、種々の罪悪を造り、煩惱を起しました。

世間では自を以て他を計ると云ふ事もありますが、其せいか知らないが、私が見ますにはそちらも今の日本の國民はすべて憍慢ではなかろうか。青い眼鏡をかけて見れば世の中からすべて青う見え、赤い眼鏡をかけて世の中を見れば、總ての物が赤くなつて見える如く、憍慢なる私の眼から觀察したのだから、今の日本國民が皆この憍慢の病に罹つて居ると言ふは或は當らぬかも知れぬ、私は單に當つて居らぬ事を冀望するのである。兎に角、私の眼に映する日本國民、特に私のやうな青年にはこの憍慢の病に罹つて居る者が多いてはないかと思はる。支那の古い教へにも満は損を招くと云ふ事があつて、この憍慢は恐しい者はない。實際によいのをよいと思ふでさい危ないのであつて、すでに下り坂に向ふて居るので

あるのに、實際よくもないのによいと思ふて自惚れて居るやうなつまらぬ事はないではないか。今の日本には實にこの自惚れ者が多いのではないか。上は大勵位閣下より、下は車夫に至るまで皆この自惚と云ふ病に罹つて居りはせぬか。諺に梅毒氣と自惚のない者は居らぬとは肉體的に我國民の死を意味するのであって、自惚のない者は居らぬとは精神的大なる耻辱ではなか。梅毒氣のない人はして餘りあるではなかろうか。私か、我國民の總てが憍慢の心に支配せられて居ると云つたのはあながち獨斷でもないらしい。梅毒の我國に傳はつたのは今から二百年も前ておつたと云ふ事で、元は我國になかつたものゝそうなのに、今日となつては、誰人でも梅毒氣があると歌はるゝに至つては言語道斷である。又我國の民の憍慢心の募るやうになつたのは維新以來、ルーソーの民約論や天賦人權説や、ミールの代議政體論などか盛に讀まれたのは一の原因であるに違ない、それにこのころでも加藤弘之博士の如きは盛りにホップスやベンザムの倫理説を唱導し、福澤諭吉氏の如きは熱心に獨立自尊主義とやらを主張し、宣布しつゝあるさうな、私は是等の教によりて我國民は益々憍慢に陥りはせぬかと、及ばずながら心配をして居るのである。彼等國民は西洋から喜んで権利の思想を受けこむんで、義務と云ふ事を忘れた。義務を勤めないで権利を主張するのは憍慢でなかろうか、自惚でなかろ

は邪見である、私は憍慢である。この外、私の缺點を云ふたら澤山で、放佚、懈怠、貪欲、愚痴、瞋恚などは我胸にビシリ弱性劣の凡夫と龍樹大士か示されたのは、外の人の事ではない、この私を説められたのである。何も氣付かんで暮せばうもろくな事がない。考へれば考ふるほど、つまらないのは私の思想や、私の行爲である。然るに私は常にこのつまらぬ事や、思ふ事を検査して見ると、御耻の事ではあるが、せり、穢れた身分である事を忘れては、或時は怒り、或時は悲しみ、或時は嫉み、或時は憾む。私が人か無禮であるとか、輕蔑したとか云ふて怒るのも、人が用ひてくれぬとか、社會か私を重んせないと云ふて悲むのも、人が出世をするのをあまり心よく感ぜぬのも、或は又人が私をヒドイ目に逢はしたと云ふて憾むのも、皆よく一つ考へて見ると、いつでも私は私の身分を忘れて居る時である。私がやはりえらい氣、よまらぬ、悪い、きたない事を忘却して居るから、人に怒つたり、人を悲んだり、人を嫉んだり、人を憾んだりする。づまり私が高慢であるから種々のまちがつた考へを起すのである。此點から考へて見ると、私の多くの缺點の中で尤もヒドい缺點は、私が憍慢であるといふ事に結歸する。私が憍慢で、自分はえらいと思ふて居るやさきへ、人がぬらく扱つてくれないと、いや無禮である、いや輕蔑したの、いや社會が容れ

一金五錢
一金十錢
一金四錢
一金五錢
一金五錢
一金四錢
一金四錢
一金四錢

諸橋本元信橋元橋橋本諸德
永伴多作ヒツヨウモトヒサシ
多常ヒツヨウモトヒサシ
多華慶ヒツヨウモトヒサシ
平熊慶ヒツヨウモトヒサシ
常岩次郎ヒツヨウモトヒサシ
多榮祐ヒツヨウモトヒサシ
常三吉ヒツヨウモトヒサシ
多徳志喜ヒツヨウモトヒサシ
常武伊樋鈴丸ヒツヨウモトヒサシ
常石藤浦木山ヒツヨウモトヒサシ
常と木山ヒツヨウモトヒサシ

金十錢
金五錢
金五錢
金十錢
金五錢
金五錢
金四錢
金四錢
金四錢
金四錢
金四錢
金十五錢
金十五錢

有本伊伊丸有山橋諸治本川山崎多田橋本上
多藤藤山崎由勘德久源龍平作
志志與太郎次治
啓清利祐中藏中作
之佐六七藏中作

一一一一一一一一一一一一一一一一
金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢

高橋謙三郎
木里力造
藤橋久右衛門
高橋柳
黒柳安五郎
柴田まりは
鈴木まつは
柳田まつは
久保源次郎
近藤まつは
柴田まつは
藤田まつは
柳田まつは
重作まつは

◎印度饑饉義捐金第四回報告（前號の續き）
一金四圓二十二錢三厘 越後國證念寺取次
内擇

金四錢
金四錢
金四錢
金四錢
金十錢
金四錢
金五錢
金四錢
金五錢
金五錢
金四錢
金五錢
金四錢

柴澤井瀬田吉松
小柴遠山重次郎
小久保米造
安五郎勝次郎
内方

うか。彼等は西班牙人から梅毒をもらいました、彼等は今亦英國や米國や佛國から自愾增長の妙薬をもらいました。かくて今日では嚮きに引いだ諺が殆んど事實に近いやうである。さう云ふとすると我は御國の將來が案じらるゝ、私は私の同胞兄弟がこの内臓と精神との二つの病に罹つて居るのが心配でならぬ。そうして、梅毒の防禦は隨分講じて居る人もあるやうだが、この懶慢心を治する方法を考へる人のないのは一番嘆すべきではないか。かく申す私も實は先に自狀しました如く、常々この懶慢の病に苦しんでがいて居る者でありますから、どうか諸君と共にこの懶慢病の治療法を御相談したい。

エヤルソンと云ふ亞米利加の聖人は世界の改良は一個人の心の内より起ると云ひました、で私共は先づ自己の病を治療せねばならぬ。ところがこの懶慢病と云ふやつはいやすやつで、自身の病を認むる事なら出来ぬやうにする事は、狂者が自ら狂氣を自覺する事が出來ないやうであるのだから、私共は先づ第一に自身が自惚れか過ぎて居る、懶慢病に罹つて居る、實際はつまらぬのを自ら高く買ひ過ぎて居ると云ふ事を明ら質でありまして、中學に居る頃から朋友は常に、曉鳥は懶慢であるから仕方がないと云ふて攘斥しました位であるから、私は未だこの懶慢の心はなか／＼止みはしないが、大分自身は懶慢なものであると云ふ事に気が付くやうになつて來た。私がいかに懶慢であつたか、今日では如何に自身の懶慢なるに

卷之三

本會に着せし分は左の如し
道寺住職 大谷勝緑
郡水澤村 小松信
掲くる能はず目下取調中に付次號に
は御一報數十度候但し九州地方より
圓照寺内藤島春洲(募集)

氣付くやうになつたか、又今日以後如何に修養してこの懶慢心の底拂ひをすべきやを諸君に御話したら幾分か御参考にならぬ事もなかろうと思ふて、少しばかり書き綴つて見ますから、若し私の心得ちがいの事があつたら御教示の程が願ひたい。

金四錢
金五錢
金六錢
金七錢
金八錢
金九錢
金十錢
金十一錢
金十二錢

萩本畔荻畔青梅星河萩鈴小大柴黑宇紫
野多柳野柳山村野合原木林山竹柳野田

新繁み庄豊徳久松嘉新忠佐留右衛門吉市平作郎吉七郎七市郎きる十郎
二郎吉と郎吉郎八助六作郎吉吉門吉郎吉七郎七市郎

宇柴柴柴小落大柴星柴杉杉小柴柴柴柴鈴奥奥力
野田田田林合山田野田浦浦林田田田木田田

はわみつ熊藤兼和淺太俊龍傳章甚文仙く享善仲彌佐つり勝幸柳はか
つとかや吉作吉市吉作劔興市造郎平郎め郎松造七吉まる郎松松つ

一金五十錢
一金二十錢
一金十錢
一金五錢
一金八錢
一金十錢
一金十錢
一金五十錢
一金五十錢

横山前川村莊留藏吉
横關田植三郎
金子藤太郎
小竹作
村島茂
今井作
柴野奎右衛門

金五錢
金八錢
金十錢
金二十錢
金四十錢
金五十錢

荒木九郎左衛門
横村庄之助
小林幸三郎
山田伊代松
石黒子之吉
小林清八
竹田裸三郎
村山與五左衛門
今井源七

一金四錢
一金五十二
一金四錢
一金七錢
一金八錢
一金十錢
一金四錢
一金二十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四錢
一金八錢
一金十錢
一金四錢
一金二十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢
一金四十錢

一金四錢
一金五錢
一金四錢
一金四錢
一金五錢
一金十錢
一金五錢
一金六錢
一金十錢

本山本鈴畔柴本太小鈴柴本荻本築鈴筒
多田多木柳田多田野木田多原井瀬木井
とけか丈小し吉新うは留源ふ勇治光兼
やいめ吉吉き三郎助よつ吉光さ作吉五郎

金四十錢 金四錢
金十五錢 金四錢
金八錢 金四錢
金十九錢 金十錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢 金四錢

黒宇大奥柴荻築本鈴三柴星武木井浦木傳
柳野田山田野多木瀬柳山根高木田勘五郎
柳野田山田野多木瀬柳山根高木田勘五郎
要助源次郎重次郎大吉小三郎佐治松
作次郎たつたつたつたつたつたつたつたつ
房吉重浅吉

柴 奥 黒 柴 柴 宇 築 本 本 宇 古 奥 黑 黑 宇 鈴 宇 宇 黑 黑 黑
田 田 柳 井 田 田 野 瀬 多 井 野 川 田 柳 柳 柳 野 木 野 木 井 柳 柳
利 く き さ う は は 治 繁 新 光 文 吉 う た 重 衛 門 喜 三 郎 要 七
造 ら く く わ る 三 太 郎 五 郎 澩 松 郎 門 門 門 門 門 門 門 門 門

一金九圓貳拾八錢	長野市真宗本派教務所内禰津宗範取次	一金四錢 小林佐吉 一金五十錢 小竹久藏
一金五圓 正源寺御命日講	一金二圓至錢本派河中島法中	一金二十五錢 渡邊八右衛門 一金十錢 石黒仙之助
一金一圓下勝德寺婦人教會	一金一圓 淸水與助母	
一金十錢 牧野錄之助	一金六錢 同 女某	

一金五圓四拾錢也	内譯	一金五錢	一金五錢	一金五錢
金本同行中	一金圓五十三錢	金子ナ	禡津宗範	一金五錢
小向婦人會中	一金圓〇三錢	ナ	ツ	ヤ
清宗婦人會中	一金二十九錢	某ヨ	一金二錢	一金二錢
一金二十錢	一金二十一錢	内	女	金子ナ
一金二十錢	一金二十一錢	内	女	金子ナ
一金二十錢	一金二十一錢	内	女	金子ナ

一金一圓十二錢	同行中	一金七十二錢	同行中
一金九十九錢五厘同	行中	一金二錢	所 みき
一金一圓 同	行 中	一金六十三錢五厘	下中島
一金一圓 同	行 中	一金十二錢五厘	イビノ
一金二十七錢 同	行 中	一金十錢	肆發
一金二十錢	近江東淺井郡田中村高月圓靜取扱分	富田十左衛門	
一金二十錢	新田 恒丸		
一金十錢	安藤 專明		
一金二十錢	野守 美觀		
一金十錢	平野 義教		
一金二十錢	内譯		

一金二十錢	貴山	聰明慧	一金十錢	藤本
一金二十錢	京極	清陰	一金十錢	宗賢
一金二十錢	島田	是明	一金二十錢	大
一金二十錢	德永	慶山	一金二十錢	賢證
一金五十錢	高月	圓靜	一金二十錢	ます

